

# 船橋市立習志野台第二小学校課外クラブ活動方針(文化部)

令和8年4月

## 1 学校教育目標

自ら学び、心豊かで、たくましく生きる子どもの育成

## 2 基本方針

学校教育の一環として課外クラブの活動を通し、自ら学び、心豊かでたくましく生きる子どもの育成を目指し、同好の児童による文化・スポーツ的活動の場を設ける。

## 3 課外クラブ活動の意義

- (1) 音楽に興味と関心を持つ同好の児童が、楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらす。
- (2) 部活動は児童が授業で体験し、興味・関心を持った学習を更に深く体験するとともに、授業で身に付けた技能等を発展・充実させることができるものである。
- (3) 音楽を生涯にわたって親しむ態度を育て、心身共に健康で文化的な生活を営む資質や能力を育てる。
- (4) 学級や学年を離れて児童が活動することにより、児童の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成し、仲間や教師・指導者と好ましい人間関係を形成する。

## 4 今年度設置課外クラブ・参加対象児童

- (1) 本校に在籍し各クラブが示す全ての活動に参加可能な児童
- (2) 参加について保護者の同意がある児童
- (3) 通年クラブ
  - 器楽クラブ(男女)・・・4～6年児童対象

## 5 活動計画の作成

課外クラブ指導者は、毎月の活動計画(活動場所・時間・休養日等)を作成し、管理職の決裁を受ける。決裁後、所属の児童に配付すると共に、職員室に掲示する。

## 6 適切な指導の実施

- (1) 校長及び課外クラブ指導者は、児童の心身の健康管理(バランスのとれた学校生活への配慮を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (2) 課外クラブ指導者は、生涯にわたって芸術文化等親しむ基礎を培うことができるよう、児童とのコミュニケーションを十分に図り、児童がバーンアウトすることなく活動を続けていけるよう努め

る。また、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

(3) 専門的知見を有する養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における身体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(4) 大会やコンクール等における成果至上主義に偏るあまり、児童の人格を傷つける言動や体罰を厳しい指導として正当化することは、決してあってはならない。また、パワーハラスメントによって児童の人格や尊厳を不当に傷つけることがないよう併せて配慮する。

## 7 活動時間

(1) <平日>

○1日の活動時間は、原則2時間程度とする。

(2) <学校の休業日>

○1日の活動時間は、原則3時間程度とする。(コンクール、合同練習会等は除く)

(3) <長期休業中>

○基本的には、勤務時間内に活動時間を設定する。

○夏季休業中、気温が上がる前に活動をする場合もある。

## 8 休養日

(1) <学期中>

○週あたり2日以上の休養日を設ける。

・平日：1日以上

・土曜日、日曜日：1日以上

※コンクール、合同練習等で土曜日および日曜日に続けて活動する場合は、その振替として、次の週に休日を設定したり、前後の週の平日の練習回数を1日減らしたりして調節する。

(2) <長期休業中>

○夏季休業中：1週間以上

○冬季休業中：1週間程度

(3) <その他>

○職員会議実施日

○入学式前日

○運動会前日、運動会、運動会振り替え休業日

○千教研船橋支会研修・市教育研究大会日

○夏季閉庁期間

○年末年始閉庁期間

○卒業式前日

## 9 保護者との連携・協力

課外クラブは、児童・指導者・保護者が三位一体となって取り組むことにより、教育活動外の活動でも、安全に、児童にとって学びの深いものになると考える。そこで、以下の事項について、保護者の理解・協力を得られるようにする。

- コンクールや合同練習等の会場への児童引率
- コンクールや合同練習等における会場設営、運営の補助
- 用具や楽器等の運搬
- 学校休業日の練習や大会等での補助
- 活動に必要な物品の購入と管理
- クラブ連絡網の管理や指導者からの連絡の伝達
- 必要に応じての児童の送り迎え

### 【参考】

- 『運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン』平成30年3月スポーツ庁
- 『文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン』平成30年12月文化庁
- 『文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン』令和2年4月船橋市教育委員会